

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会

教 育 民 生 常 任 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 7 年 1 2 月 1 日)

栄 町 議 会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程

平成27年12月1日（火曜日）午後1時30分開会

事件(1) 付託議案の審査

議案第4号 栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

出席委員（13名）

委員長	橋本	浩君	副委員長	大野	徹夫君
委員	菅原	洋之君	委員	金島	秀夫君
委員	染谷	茂樹君	委員	藤村	勉君
委員	松島	一夫君	委員	山田	真幸君
委員	野田	泰博君	委員	高萩	初枝君
委員	戸田	栄子君	委員	大野	博君
委員	大澤	義和君			

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

総務課長	長崎	光男君	住民課長	垣沼	伸一君
総務課長補佐	丸	彦衛君	住民課長補佐	青木	茂雄君

出席議会事務局

事務局長	鈴木	正巳君	書記	野平	薫君
------	----	-----	----	----	----

◎ 開 会

○委員長（橋本 浩君） ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（橋本 浩君） 直ちに、本日の会議を開きます。当委員会に付託されました案件は、議案第4号、栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であります。

お諮りいたします。議案第4号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（橋本 浩君） 異議なしと認めます。よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員 着席〕

長崎総務課長及び垣沼住民課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。

議案第4号、栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） それでは議案第4号の補足説明ということで述べさせていただきます。議案第4号につきましては、平成28年1月からの番号法の施行に伴い、新規条例を制定させていただくものですが、番号法、いわゆるマイナンバー制度におきましては、個人番号の利用範囲について規定がありまして、基本的には番号法第9条の別表第1に定められた事務ということになりますが、それ以外に地方公共団体が独自に利用する場合には、その事務を条例で定めなければなりません。また、個人番号を含む特定個人情報を庁内で連携する場合にも、その事務を条例で定めなければなりません。

このようなことから、今回、議案として上程させていただいたものでございます。

本日、資料のほうはホチキス止めで止めさせていただきました4枚ものになります。お手元にお出しいただきましてよろしくお願ひしたいと思います。それでは、配布資料に基づきまして説明させていただきます。

資料の1枚目になりますが、こちらは条文の概要について説明させていただいております。四角の枠の順に読み上げさせていただきます。第1条、趣旨、こちらには個人番号を利用できる町の独自利用事務を定めることを規定しております。そして、個人番号を含む特定個人情報

の提供に関することを定めております。第2条につきましては、定義ということで、用語の意義を定めております。第3条につきましては、町の責務ということで、適正な取扱いなどについて定めております。第4条につきましては、個人番号の利用範囲ということで、第1項で、まず、別表第1に、町長、町が独自の利用をする事務を定めております。次に、別表第2で、庁内連携する法定事務及び独自事務を定めております。第2項といたしまして、一つとして、第1項で規定した事務と庁内連携する特定個人情報の範囲について定めております。二つとして、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムが運用開始となる平成29年7月後は、ネットワークシステムを通じて情報を入手する旨を規定しております。第5条につきましては、特定個人情報の提供について、こちらは第1項として、別表第3に、町長部局と他の執行機関との情報連携につきまして規定しております。一つとして、情報照会機関と情報提供機関について。二つとして、情報連携をする事務について。三つとして、情報連携する特定個人情報について定めております。なお、附則としまして、施行期日は平成28年1月1日、経過措置といたしまして、番号法の改正により国の機関についての情報提供ネットワーク開始。こちらは平成29年1月になりますが、それ以後は別表第3の事務の根拠となる規定が1号繰り下げることから、読替規定を置いたものでございます。その下には、番号法の改正ということでご説明をさせていただいております。

続きまして、資料の2枚目のほうになります。こちら、A3の横長のものになります。こちらが条例に関する部分、制度に関する部分を図式に表したものでございます。1として、個人番号制度の導入効果ということで、こちらでは(1)町民の利便性の向上、中央辺りで(2)行政手続きの簡素化、行政の効率化ということになります。(1)町民の利便性の向上につきましては、所得証明書などの添付書類の削減。それから、個人番号カードの空き領域を活用したサービス提供ということになります。活用の具体例としましては、公共施設の予約利用、また図書の貸出カード、コンビニ交付などがあります。なお、この表で施行期日等のように破線で囲った部分につきましては、条例にうたわれているところと適応した部分になります。

2番目としまして、12月議会に条例化する内容でございます。こちらは先ほどの町民の利便性の効果を生じさせることを目的としまして、一つとして町独自の事務で個人番号を利用するため、二つとして、庁内連携を可能にするため、三つとして他の実施機関との連携を可能にするため、このために番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づいて、条例化をするものでございます。

その下の事務の種類ということですが、法定事務につきましては、番号法第9条第1項、こちらの別表第1というところに100の事務がございます。このうち町が関係する事務につきましては33の事務があります。今回、利用という形になるんですが、こちら、法定で定められた事務につきましては条例の規定が不要になります。右に流れますけれども、情報連携という形で、庁内連携をする場合には、番号法第9条第2項で、こちら、町が利用する事務につき

ましては26事務該当いたします。その右にいきまして、他の実施機関との連携ということで、実際には町長部局と教育委員会部局の情報連携になりますけれども、こちらのほうが3事務ということになります。元に戻りまして、事務の種類の法定事務の下の方ですが、独自利用事務として、候補として、庁内関係課の方で協議をして審査をした中で13事務ございました。こちらの13事務のうち、今回、独自利用事務として規定したものが「子ども医療費の助成に関する事務」と「重度心身障害者（児）医療費の助成に関する事務」の2事務になります。この13事務から2事務を選択した理由につきましては、大きな紙の下に選択理由ということで別紙1というものがありますけれども、こちらを見ていただきたいのですが、別紙1、平成27年12月議会に上程する独自利用事務の選択理由ということになります。こちら、町の中で13事務があるわけですが、このうち2事務を選択した理由につきましては、1と2につきましてはすでにシステム化がなされております。その表の中央に、平成26年度の申請件数等があるわけですが、件数としてもかなり多く40件以上であるということから、今回、独自利用事務として制定させていただいたものでございます。なお、この表中の左側の番号③、⑧、⑨、⑩の4事務につきましては、申請件数が40件以上であります。まだシステム化がなされていないということで、今後、平成28年度予算に計上して平成29年7月から始まる他の地方公共団体との情報連携開始までに独自利用事務としていきたいと考えております。

なお、その他件数が少ない事務につきましても、今後、利用件数が増加した場合には改めて検討させていただきたいと思っております。なお、件数だけをご覧くださいますと、⑪から⑬まで⑪と件数が多いわけですが、こちらのほうにつきましては選定理由に書かれておりますように、国の特定個人情報保護委員会から示されました独自利用事務の事例には該当しないということから、今回、外させていただきましたので御了承いただきたいと思っております。

それでは、また大きい表に戻っていただきまして、表の中央の利用の部分なんですけれども、ただ今の2事務につきまして、今回、条例の第4条第1項別表第1のほうに2つの事務を掲げさせていただきました。その隣で情報連携という部分で、先ほどの法定の26事務と併せて、今回、この独自利用事務の2事務、こちらを庁内連携をするという事務にいたしまして、条例第4条第2項の別表第2のほうで、条例の中ではかなり細かく13ページに渡って表が付けられておりますけれども、こちらのほうの事務として規定させていただきました。これが今日の資料の一番最後にありますけれども、別紙2の情報連携一覧というのがございます。こちらのほうで左側見ていただきますと、②-1というのが法定事務の26事務でございます。その次に②-2ということでただいまの独自利用事務2つが入っております。後ほどご説明しますが、教育委員会との情報連携という形で3事務ございます。これらを情報連携させていただくということで、今回、条例のほうで第4条第2項別表第2のほうに示させていただきました。なお、こちらの情報連携につきましては、その表中の中央に担当課が書かれております。ここでは約

75%が福祉課の事務ということになるかと思えます。この事務につきましてその右側に出て
いる税務課、住民課、健康保険課等の関係課の情報と連携するという内容になります。このこ
とによりまして、今まで所得証明とか福祉の申請に使用していたと思えますが、それらが省略
されていくというような形になります。

では、もう一度大きい表に戻っていただきまして、庁内連携の次は他の実施機関との連携と
いう形で、先ほど教育委員会との3事務がありました。こちらの関係を第5条第1項別表第
3のほうに示させていただいたものでございます。

今後の取組みという部分の3番になるわけですが、まず個人番号カードの空き領域を
活用したサービス提供ということ、こちら法律では第18条第1号の規定になります。今回、
町で検討しましたサービス候補としましては、印鑑登録証機能、また、図書室利用カード、公
共施設の予約機能、コンビニ交付などがございます。システムの構築にはそれぞれ100万円
単位であわせると数千万円ほどかかるというなかで、見積り等によっては図書室の利用カード
等についても500万円から600万円かかる。コンビニ交付につきましても実際、今現在、
県内では6市町で実施しておりますけれども、近隣の町ということで芝山町のほうを参考にさ
せていただきましたところ、導入経費で5,000万円、毎年200万円程のランニングコス
トがかかっているということで、こちら今後、検討事項になるわけですが、個人番号カ
ードの空き領域を利用した活用という形では、今回、条例化はしておりませんので御了承いた
だきたいと思えます。また、今回2事務としました独自利用事務の追加という形で、こちら規
定は番号法第9条第2項になるわけですが、平成29年7月、先ほども言いましたが他の自治
体等との情報ネットワークが開始されます。それまでに栄町へ転入されたかたの手続きが他の
市町村と比べて、今のままですと増加することも考えられる事務があるということで、それま
でに必要なもののシステム化を図っていきたいと考えております。その辺が右側のほうの枠の
中に示させていただいたものでございます。あと、下のほうにつきましては、情報提供ネット
ワークを活用した、国や他市町村の情報提供ということで示させていただいております。法定
事務につきましては番号法別表第2の事務ということで、こちら情報ネットワークを介して情
報提供を行うようになるわけですが、条例の中で条例第4条第2項ただし書についてと
いうことで、第4条第2項の中にただし書をさせていただいておりますけれども、平成29年
7月からは情報提供ネットワークシステムを通じて入手できる情報については、庁内連携を行
わないというような形になります。その他、独自利用事務という形で、特定個人情報保護委員
会に届け出て要件に該当すると認められることが条件となっております。こちらは平成27年
9月に番号法が改正され、追加されたものでございます。

これから大きく変わっていくのは、平成29年1月から国等での情報提供ネットワークの使用
開始、平成29年7月からの地方公共団体等との情報ネットワークの開始ということで、それ
以降が非常に大きく変わっていくわけですが、そのような中で、それまでは庁内での

情報連携という形で事務を進めてまいりますので、現時点で条例化できるものについて今回、上程させていただいたものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（橋本 浩君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 町で検討されているサービスの候補というところで、今後になってくると思うんですけども、パスポートの利用だとかその辺はどうお考えになっているんですか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） 個人番号の利用につきましては、法律に定められたものしか使われないというところの中で、現在まだパスポートについては利用できるものに含まれておりませんので、現状ではまだ使うことができません。今後、皆さん御承知の平成30年からの金融機関への番号の利用とか、医療関係の番号の利用とか検討されている中に当然、含まれてはおりますけれども、まだいつからということではお答えすることはできません。

以上です。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 独自利用についてはそのシステム化のために経費がかかるんですけども、例えば法定のものが増えてきた場合、今出てきたパスポートだとか。印鑑登録も入っていないんですよ、現状は。そういうものが増えてきたときに、そのシステムを構築するのは全部国費でやれるということなんですか。新たに法定の分が増えてきた場合。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） 現在、法定で認められた利用できる事務については、当然、国のほうからの補助対象等になりますが、今のところ印鑑等についても独自な利用の中にありますので、今後、国のほうで示されればそれに含まれるとは思いますが、現状では独自利用事務の中に印鑑システムが入っているような状況でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 一番最初にこういう制度ができますと聞いたときに、漠然と思ったのは、とにかく、印鑑登録って印鑑登録証みたいのがあるわけですよ。そういうもの一切なくて、このマイナンバーさえあれば行政に関する手続きは全てクリアされるんだみたいな、それは私が勝手にそう思ったのか、当初、そうだったのが段々こういうふうに事務が少なくなってきたのか、その辺どうなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） ただいま、個人番号カードの利用促進については、国のほうでも広報等をしていただきたいと思いますということで当然、その広報に関する補助金等も出ているわけな

んですけれども、まだ制度開始当初は、社会保障、税、災害対策の分野に限ってそのセキュリティも含めて安全な部分から開始していこうということで、今後、徐々に増やすというような考えのところを聞いておりますので。始めはまず、その3点からいって、徐々にということで、法制度施行から3年以内に色々と検討されていくと思います。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ただ今の説明の中で災害対策というのがありましたけれども、庁舎内の連携とかなんだとかってこれ、消防防災みたいなのは入ってないんですけど。災害対策でどういうふうな連携が可能になってくるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） 災害対策の分野につきましても、まず、この別表第2の中であまり目立たないわけなんですけれども、一つございます。ページ振っていないんですが、7枚目左下のほうに災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるものということで、一つ載せさせていただいております。こちらにつきましては、被災者台帳の作成に当たって税や住民票、健康保険の関係の情報を収集できるということで示させていただいております。災害対策分野につきましては、現在のところ、この被災者台帳を作成する事務と、被災者に給付するお見舞金等の事務に関することについて利用できるようになっております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 本題から外れちゃうんですけれども、お尋ねしたいんですけれど、例えば災害対策なんかのときにも、これ国が作ったシステムで、町の条例の中でどうしてなのと聞くのがちょっとずれているというのは承知していますけれども。例えば災害が起こったときに、どこそこにこういう人がいるんだというのがバーッとすぐ瞬時に出るようなシステムかと勝手に思っていました。が、誤解でしたね。ありがとうございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） もう一点、確認させてください。マイナンバーカードというんですか、個人番号カード、それを持っていないと、例えば自分の番号は何番ですと知っていて身分証明書が免許証あって、それでもサービス受けられるんですか。それともマイナンバーカードを持っていないとぱっといなくなるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） 先ほども本議会の中で個人番号カードの御質問がありましたけれども、個人番号カードはあくまで任意取得という形の中で、申請においてはもう皆さんにお届けの通知カードがあれば、そちらと身分証があれば事務の受付等はできます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） これ聞くとよくないかな、要はそのカードが無くてもいいですねと

ということなんです、身分証明書さえあれば。通知カードプラス身分証明書で、カードと現状は代用できると。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） 通知カードと免許証があれば問題ないです。無いかたは保険証と例えばもう一つ、2点以上を窓口に提示していただければ役所のほうではそれで問題ございません。

○委員（松島一夫君） わかりました。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 今現在、ふれプラの図書室に行って本を借りる場合、自分の家の電話番号さえ言えばすぐ借りられますよね。なんの不自由もないんですけど、これマイナンバー制度ではカードを作って、図書室利用カードを作って、図書室利用カードに600万円もかかるんですか。5年間600万円というのはどういうことですか。ここに書いてあるということはいづれこういうこともやるということでしょうか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） システムの改修費につきましては、始めに既存システム等の改修工事を行います。その費用と、5年間というのは、要はランニングコストなんですけど、毎年何十万円、電算会社に支払うとか、その途中でも当然、システムの改修がありますので、更にシステム改修費がかかるというような中で、見積りの段階で5年間で600万円という形で、均せば毎年100万円ですけれども、最初の改修の段階で半分以上がかかって、あとランニングコストで経費がかかっていくという形で、最終的にはリースですので5年間でこれだけという形になります。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 要するにそれをやれってことじゃなくて、何で今、電話番号さえ言えば図書が借りられるのに、こんなにお金かけるのならその分、図書を増やしたほうがうんといいいんじゃないのかと思って聞いているんです。だからこれにかこつけて、町に文句を言っているんじゃないの。でも、こういうことも将来、政府はしたいんでしょう。こういう企業・会社が色々な意味でこのマイナンバーカードに乗って利益を上げる企業が生まれてくるということにも繋がっちゃうんで、もっと実際に必要なものに国はお金をかけてほしいと思います。それともう一つ、芝山町ではすでにやっているんですか、これやるんですか、芝山町の導入経費5,000万円、毎年200万円ですけど。今現在、住民のかたがコンビニでも町の税金払えますよね。それとは別に、そのシステムは生かないで、マイナンバーはまた別に導入経費とが5,000万円もかかるんですか。それわかりますか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） 芝山町につきましては平成25年4月から運用を開始しており

ます。この経緯等につきましては、出張所等の廃止という部分もありまして、それに代わりコンビニを先行して入れたという話を聞いております。導入経費につきましては、システムの構築料等で当初に5,000万円ほどかかったと。毎年、やはりさっきのシステム改修のような経費、それから機構への経費がかかるんですけれども、そういった形で100万円かかるということで、毎年200万円ほどかかるという金額をお伺いしたところでございます。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） コンビニ納付とは別のことです。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 別のことでしょう。だから今だって不便は無いけど、更にこんなにお金がかかって。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） カードを持ってちょっと手続きをすると住民票が取れるようになる。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） わかって聞いているの。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 参考までに興味で聞くんなんですけども、この個人番号カード、空き領域とおっしゃいましたけれども、どのくらいのもが入るんですか。現在、法定で決まっている分を入れて空いている部分ってどのくらいのもがあって、どのくらいの情報が入るようになっているんですか。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） 今現在、最初は皆様に配る場合には基本4情報の住所・氏名・生年月日・性別・4つが入ります。それ以外にある程度、ICチップの容量もありますので、簡単に言いますとデータ的に入れる容量が小さいものであればいっぱい入るかと思うんです。ですので、今のほうで言っておりますのは個人番号カードが普及すれば、先ほど垣沼が言ったように30年後には医療の関係とか、大きく言いますとコンビニ交付もそうです。カードが普及すればもしかしたらランニングコストがもっと下がって、今まだ全国100自治体しかやっておりませんが、今、地方自治体は約1,800ありますので、それがもっとやっっていけばまたランニングコストがもっと下がるかもしれません。先ほどの図書館のシステムも下がるかもしれません。ただ、入れるICチップの中、ある程度限られますので、どのくらいとは言えないんですが、せいぜいこの前のJ-LISの研修に行ったときには、5つか6つぐらいの情動的な部分は入れられるんじゃないかと。サービスの的です。ですからコンビニ、公共施設の関係、色々な予約システム、そういう内容でしたらある程度入るといような講師のかたのお話だったので、そういう話は聞いております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） あまり入らないってことだね。

セキュリティってことがよく言われていますけれども、今、庁舎内で情報が共有できているということは、この庁内のなんとかで繋がるわけでしょう。そこへ、その使っている、要はこれの情報は取り出せる端末というのは、外部のインターネットからは絶対、接続できないようなシステムを作るんですか。更に、もっと広がって他市町村との連携なんかのときに、その回線というのは専用回線みたいなものが出てきて、外部からの侵入は絶対ないというものを構築する予定なんですか。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） ただ今のご質問ですけれども、まず、町の住基情報、税情報、そういった基幹系の情報につきましては、現在、外部からのインターネットの配線とは全く切り離しております。情報ネットワークシステムが始まりますと、専用回線という形でADSLという専用回線を使って一般の回線とは別のものを使う予定でございますので、そういうご心配なされるように、インターネットから直接そういう基幹系のシステムに入るといったことは無いと思います。

○委員（松島一夫君） わかりました。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 別紙2情報連携一覧を見ながら質問します。例えば通番1番というところに障害児通所給付費等支給事務というのがあります。これは、障害児に付く番号ですか、それとも親に付く番号ですか。

○委員長（橋本 浩君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） それではこの個人番号を利用する事務ということで、障害児通所給付費等支給事務ということがあるんですけれども、番号は親にも子供にもそれぞれ付いておりますので、その番号を事務の中で使うということです。それで、具体的にはここで使う情報、障害者関係情報であるとか地方税関係情報であるとかということになりますので、例えば障害者の情報であればその子供の番号で紐付いた情報を使う。地方税関係情報であればその支給を受けるための所得認定とかということを使うので、それは保護者である親の個人番号に紐付いた情報を使うということで、関係するかたの情報を個人番号と紐付いてこの事務で使うというような形で規定されているものです。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 例えば、これが始まったときに子供が産まれました、といったときに届け出ますよね。市町村に届けますよね。そしたらその市町村でもうすでに番号のカードが、一生使うカードがすぐ出てくるんですか。それとも、それから国にいて、国から出てくるのか。そういう、どういうシステムになるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） 今の野田議員の関係でございますが、例えば今日、出生届がきました、そこで、出生しますので当然、住民票のほうへ登録させていただきます。そうしますと、その後に自動的に12桁の個人番号が付番されます。そのデータを地方公共団体情報システム機構というところにお送りしまして、そこで別途通知カードを作りまして、それを書留で送るような形になります。ですので、その場ではお渡しすることはできません。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） ということは、産まれた子供も親も、例えばこういう1番みたいなところは障害児としての子供の番号と親の番号が両方きて、給付というのが決まって、その給付が自動的に出てくるものなのですか。それとも、また町に申請して出てくるものなのですか。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） 例えば保育園の入園を事例にとらせていただきますと、保育園のときに入園の手続きの申請のときに、まず保護者のマイナンバーを書いています。あと、入園を希望するかたのお子さんのマイナンバーを記載させていただきます。当然、こちらにも入っておりますが、所得に応じてその負担金が違うかと思えます。そういう情報を紐付けてきますので、それを今までは所得証明とかそういう部分で対応したような部分をシステムと住基と税情報が連結して紐付けをしまして、その方々の情報を一括でシステムのほうで閲覧、確認することによって、給付決定の時間が短縮される。なおかつ、今は私が申し上げたのは元々栄町に住んでいるかたでございますが、例えば平成29年7月までは転入してきた場合には前住所地に所得照会をかけなきゃいけない。色々な書類を1月1日現在に居た市町村の税情報を取得するしかありません。そのために、転出するときに証明書、税証明を持って来るとかそういう作業があったんですが、平成29年7月の地方公共団体との連携が始まりますと、それを先ほど垣沼が言いました専用回線を使いまして、前住所地に所得、お子さんとその世帯の情報と、色んな情報を符号で照会かけて返ってきた情報をいれることによって保育料の算定を速やかに出すと。それによりまして、入園希望者のかたにもいくらですよと、また、手続きのほうも時間が短縮されまして、入園までの期間も短くなるというような制度が、今回のマイナンバー制度の大きな特徴でございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そうすると、その特徴というのは、給付されるとかなんとかいうのは、自分で申請しなくても自動的に給付の対象ですよというふうなことが役場からその人に行くわけですね。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） それは、あくまで申請主義でございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 申請しなきゃいけないのか。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） はい、ですから今、関係課のほうに照会をかけて作成中ですが、申請書に今度、申請者のかたのマイナンバー、お子さまのマイナンバーを書くように申請書を変更して、1月からそれに対応するような形を今、総務課と準備を進めている段階でございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 僕の聞きたいのは、そうやって申請、番号して子供が何人いてどうのこうのって全部、申請して出したときに、その色んなのが対象になっているのか。例えば1番上は精神障害だ、2番目は何だとあるとする。そういうのが面倒くさいのがナンバーを書くことによって全部、あなたはこういう問題のお子さんを抱えているから、わかりますから、それはこれだけの色んなところの福祉課とか色んな課がからんでるから、あなたはこれだけの保険給付なんかを受けられますよという連絡はこないんですか。どうなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） まだそこまではこの制度はできません。基本的には申請主義でございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） それでも申請しなきゃいけないんだ。

○委員長（橋本 浩君） 青木住民課長補佐。

○住民課長補佐（青木茂雄君） はい。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑はございますか。菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 今の野田議員のあれでちょっとお聞きしたかったのが、前、私が一般質問させていただいたときに、そのかたの付番されている番号はずっと子供の番号、それを持って一つの申請をすると、事務的な内容で他のところで給付だとか色んなところも受けられる情報がわかった時点で、所員のかたがお知らせしてくれるようなことも言っていたように覚えているんですけども、その辺はどうなんですか。申請は申請なんですよ、申請主義ですから。そこで受けられるものが、あなたの場合はこれも受けられる、こっちも受けられるんじゃないかという情報を所員がそのかたに言って、申請してもらおうという方法もあるんじゃないかということは前にお聞きした覚えがあるんですけど、その辺はやられるんですか。福祉課で受けるのと、健康保険課でも受けられるような情報があったら、そこは職員のほうでその人に対して、こういうことも受けられるかもしれないよという情報を与えてくれるということはやらないんですか。最終的に申請はするんですけど。

○委員長（橋本 浩君） 垣沼住民課長。

○住民課長（垣沼伸一君） ただいまの菅原議員のご質問なんですけれども、さっきの一般

質問の答弁内容は自分でなかったかも知れないので、今は記憶にはないんですけども、当然、職員が転入されてきた場合とかこういうことに該当しますよというご案内はさせていただいております。あと、実際にはさっきも言いましたけれども75%が福祉課の業務という中で、福祉課の中で担当は隣にありますので、他に該当するものがあれば現在でも窓口でご案内はさせていただいております。ただ、今、番号の利用に関しましては申請主義ということですので、この事務についてはご本人の申請をいただいております。

以上です。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） それではこれにて質疑を終わります。

これより議案第4号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きします。討論ございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○委員長（橋本 浩君） 挙手多数。

よって、議案第4号、栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（橋本 浩君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時18分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年12月24日

教育民生常任委員会
委員長 橋本 浩